

（経済産業委員会）

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を

改正する等の法律案（閣法第三二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近年、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点である中心市街地の衰退が目立っていることにかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

1 法律の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

2 中心市街地の活性化に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者の責務規定を設ける。

3 政府は中心市街地の活性化を図るための基本方針を策定するとともに、内閣に中心市街地活性化本部を設置する。

4 市町村が作成する中心市街地活性化に関する基本計画について、内閣総理大臣が認定する。

5 認定を受けた基本計画に基づく事業に対して、土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、大規模小売店舗立地法の特例、共通乗車船券の特例等の各種支援措置を講じる。

6 中心市街地の活性化に取り組む民間事業者等が協議を行う場である中心市街地活性化協議会に関する規定を設ける。

二、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

主に郊外における商業基盤施設等の整備について支援措置を定めている「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」は、商業の活性化を中心市街地において集中的に講じる観点から、廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、検討

政府は、この法律の施行後十年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。